

瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定書

岐阜県及び瑞浪市（以下「関係自治体」という。）と独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、機構が行う瑞浪超深地層研究所（以下「研究所」という。）における事業活動について、地域住民の生活環境を保全するため、次のとおり協定を締結する。

（基本原則）

第1条 機構は、研究所の事業活動による環境負荷に関する情報を関係自治体に報告するとともに、広く公開する。

（環境保全対策）

第2条 機構は、研究所の事業活動に伴い発生する排水、湧水、排出先河水及び掘削土（以下「排水等」という。）について、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項に規定する排水基準、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準その他の環境規制等に基づき、適切に管理する。

2 機構は、前項の規定を遵守するため、自ら排水等の測定（以下「自主測定」という。）を実施する。

3 機構は、自主測定の結果を関係自治体に報告するとともに、広く公開する。

4 機構は、自主測定に関し、関係自治体と協議の上、測定項目、管理目標値及び測定頻度について定めた「環境保全に関する基準書」を作成する。

5 機構は、自主測定の結果が「環境保全に関する基準書」で定めた管理目標値を超過した場合は、直ちに関係自治体に通報し、必要な措置を講ずる。

（事故等発生時の対応）

第3条 機構は、研究所において環境に影響を及ぼす事故等又は及ぼすおそれがある事故等が発生した場合は、直ちに関係自治体に通報し、必要な措置を講ずる。

（危機管理マニュアルの作成）

第4条 機構は、研究所における環境保全対策及び事故等発生時の対応に関するマニュアル（以下「危機管理マニュアル」という。）を作成し、その従業員及び関係者に対して周知徹底を図る。

2 機構は、危機管理マニュアルを作成した場合又は改定した場合は、関係自治体に報告するとともに、広く公開する。

（立入調査等）

第5条 関係自治体は、この協定の目的を達成するため、研究所への立入調査を行うことができ、必要に応じて機構に対し助言及び指導を行う。

(環境保全対策等を検討する機関の設置)

第6条 関係自治体は、必要があると認める場合は、機構が行う環境保全対策及び事故等発生時の対応について検討する機関を設置することができる。

2 機構は、前項に定める機関が検討会等を実施する場合は、これに協力する。

(その他)

第7条 この協定に定めがない事項については、関係自治体及び機構において協議する。

平成17年11月14日

岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県知事

岐阜県瑞浪市上平町一丁目1番地

瑞浪市長

茨城県那珂郡東海村村松4番地49

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長